

売却区分 番 号	2	見積価額	5, 4 9 0, 0 0 0 円
		公売保証金	〔内訳〕 公売対象物件①： 2, 7 4 5, 0 0 0 円 公売対象物件②： 2, 7 4 5, 0 0 0 円
			6 0 0, 0 0 0 円
			〔内訳〕 公売対象物件①： 3 0 0, 0 0 0 円 公売対象物件②： 3 0 0, 0 0 0 円
公 売 財 産 の 表 示	公売対象物件① (土地の表示)		
	1	所 在 地 目 地 積	尼崎市西昆陽 2 丁目 7 3 番 宅地 6 6 . 1 5 平方メートル
	のうち平成 2 6 年 7 月 3 日の相続前より有していた持分 2 分の 1		
	(土地の表示)		
	2	所 在 地 目 地 積	尼崎市西昆陽 2 丁目 7 7 番 宅地 1 3 8 . 1 6 平方メートル
	のうち平成 2 6 年 7 月 3 日の相続前より有していた持分 2 0 分の 1		
	(主である建物の表示)		
	3	所 在 地 目 種 類 構 造 床 面 積	尼崎市西昆陽 2 丁目 7 3 番地 7 3 番 居宅 木造瓦葺 2 階建 1 階 3 9 . 7 3 平方メートル 2 階 3 3 . 1 2 平方メートル
	のうち平成 2 6 年 7 月 3 日の相続前より有していた持分 2 分の 1		
	公売対象物件② (土地の表示)		
	4	所 在 地 目 地 積	尼崎市西昆陽 2 丁目 7 3 番 宅地 6 6 . 1 5 平方メートル
	のうち平成 2 6 年 7 月 3 日に相続した持分 2 分の 1		
	(土地の表示)		
	5	所 在 地 番	尼崎市西昆陽 2 丁目 7 7 番

	地 目 宅地 地 積 138.16平方メートル のうち平成26年7月3日に相続した持分20分の1 (主である建物の表示) 6 所 在 尼崎市西昆陽2丁目73番地 家屋番号 73番 種 類 居宅 構 造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 39.73平方メートル 2階 33.12平方メートル のうち平成26年7月3日に相続した持分2分の1 以上登記事項証明書による表示
住 居 表示等	尼崎市西昆陽2丁目4番3号
公 売 財 産 の 概 要	1 公売財産は、阪急電鉄神戸本線武庫之荘駅の北西方約2.8キロメートル（道路距離）の位置に存し、その属する地域は、一般住宅のほか、農地等が見られる住宅地域である。 2 公売財産の表示1及び4の土地は、南西側で幅員約4.6メートルの舗装されていない私道にほぼ等高に接面した間口約2.3メートル、奥行約14.3メートルのほぼ整形の土地である。
法 的 規 制	市街化区域、第1種中高層住居専用地域（指定容積率200パーセント、指定建蔽率60パーセント）、第2種高度地区、準防火地域、居住誘導区域
公 売 条 件 そ の 他	1 公売財産の表示1、2、4及び5の土地は、専門機関による土壌汚染状況調査等が行われていないため、土壌汚染の有無については不明である。 2 公売財産の表示1、2、4及び5の土地は、専門機関による調査等が行われていないため、地下埋設物の有無については不明である。 3 公売財産の表示1、2、4及び5の土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当しないが、埋蔵文化財包蔵の推定地に含まれている。 4 公売財産の維持管理の状況は、不明である。 5 公売財産の内覧は、実施しない。 6 公売財産の表示3及び6の建物には、所有者が居住している。執行機関（市）は、公売財産の引渡しの義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理等は、全て買受人の責任において行うことになります。 7 公売財産の表示1から3までについては、換価執行決定に基づく公売である。 8 公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括して公売に付する。





